



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 3 3 号 令和 5 年 1 0 月 6 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 4 7	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
4 4 8	介護医療院の開設を許可した件	長寿いきがい課
4 4 9	指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した件	同
4 5 0	森林管理重点地域の指定を解除する件	スマート林業課
4 5 1	同	同
4 5 2	森林管理重点地域の指定を解除するに当たり指定の解除の案を縦覧に供する件	同
4 5 3	保安林の指定を解除する件	森林整備課
4 5 4	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	同
4 5 5	道路の供用を開始する件	道路整備課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 1 1	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の数を告示する件	

徳島県告示第四百四十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 四国化成工業株式会社 徳島工場
住 所 板野郡北島町江尻字内中須一番地
代表者 執行役員工場長 溝部昇

2 工場又は事業場

名 称 四国化成工業株式会社 徳島工場
所在地 板野郡北島町江尻字内中須一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号口に規定するろ過施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年十月六日から
令和五年十月二十七日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び北島町まちみらい課

徳島県告示第四百四十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和五年十月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

介護医療院		開設者	サービスの種類	許可年月日
名称	所在地	医療法人藤野会	介護医療院	令和五年十月一日
成田病院介護医療院	美馬市脇町字拝原二五七六番地			

徳島県告示第四百四十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和五年十月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
名称	所在地			
成田病院	美馬市脇町字拝原二五七六番地	医療法人藤野会	介護療養型医療施設	令和五年九月三十日

徳島県告示第四百五十号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和五年十月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

吉野川市美郷字大鹿二二四の一及び二二四の二

徳島県告示第四百五十一号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和五年十月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

三好市西祖谷山村田ノ内七五七、七五九、七六四、七七三、七七六及び七七七

徳島県告示第四百五十二号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第二項において準用する同条例第十四条第三項の規定により次のとおり告示し、令和五年十月六日から同年十一月六日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和五年十月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除しようとする区域

那賀郡那賀町木頭西宇字下モ屋地八七の二、九三及び九六

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇・八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部スマート林業課森林企画担当

電話番号 。八八・六二一・二四八二

徳島県告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和五年十月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

勝浦郡上勝町大字傍示字流川二九四の一七・二九四の一八・二九四の二〇・二九五の八四・二九七の二八・二九七の三七・二九七の四〇・大字生実字榎平九の一七・九の二六・九の二七・一〇の一（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、大字傍示字流川二九七の四五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部森林整備課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四百五十四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和五年十月六日から同年十一月六日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和五年十月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

那賀郡那賀町木頭西宇字下モ屋地八七の二、九三及び九六

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林整備課林地保全担当

電話番号 。八八―六二一―二四五〇

徳島県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和五年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
301	久尾穴喰浦	海部郡海陽町久保字松本二二 一番八地先から 同 字北田三二 番七まで	一四四・七	令和五年十月六日

徳島県選挙管理委員会告示第百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十月六日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
板野	二七、一七一人